

大阪府暴力団排除条例

暴力団の無い安全で安心なまち
大阪を目指すために

平成23年4月1日施行

暴力団 VS

社会



条例の基本理念 暴力団の排除「3ない運動」プラス1^{ワン}

暴力団を恐れない

暴力団に対して資金を提供しない

暴力団を利用しない



暴力団事務所の存在を許さない

この条例は、暴力団排除における
府・府民・事業者の責務を明らかにし、

- 1 公共工事等からの暴力団の排除等
- 2 暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等
- 3 学校等の周囲200メートル以内の暴力団事務所の新規開設及び運営の禁止
- 4 暴力団事務所に使用されることを知りながら、不動産の譲渡又は貸付けをすることの禁止

といった暴力団排除に関する具体的施策を定めることにより、府・府民・事業者・警察が一体となって社会から暴力団を排除するために制定されました。



大阪府・大阪府警察・大阪府暴力追放推進センター

大阪府暴力団排除条例の4本柱

1 公共工事等からの暴力団の排除等

- 府は、暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者（以下「暴力団密接関係者等」という。）が公共工事等の契約の相手方及び全ての下請人等となることを許さない（排除する）こととします。

概要



- ① 暴力団密接関係者等であることが判明すれば、
 - ・ 入札参加資格を与えない
 - ・ 入札参加資格を有する場合は入札に参加させない
 - ・ その旨を公表する等の措置をとります。
- ② 公共工事等の全ての契約関係者に対して、暴力団密接関係者等ではない旨の誓約書の提出を求めることとして、違反すれば、その旨を公表します。

- 何人も公共工事等において暴力団の勢力の維持・拡大につながることになる不当介入をすることを禁止します。
公共工事等の全ての契約関係者は、当該契約を履行するにあたって暴力団密接関係者等から不当介入を受けたときは、速やかに府に報告しなければ「指導・勧告・公表」の措置をとります。

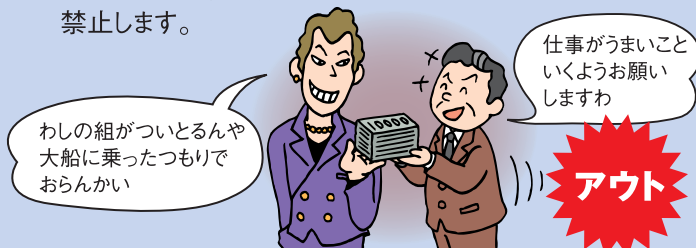
2 暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等

- 事業者は、その事業に関して、暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）又は暴力団員等が指定した者に対し、次による利益の供与をすることを禁止します。

概要

- ① 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関して、利益の供与をすること。
- ② 暴力団活動等に協力することとなる、不当な利益の供与をすること。
- ③ その他暴力団の活動を助長するなどの利益の供与をすること。

- 上記①②については、「説明又は資料の提出・勧告・公表」、③については指導に従わない場合に①②と同様の措置をとります。
- 事業者は、上記のほか、その事業に関して暴力団の威力を利用することを禁止します。
- 暴力団員等が事業者から利益の供与を受けることを禁止します。

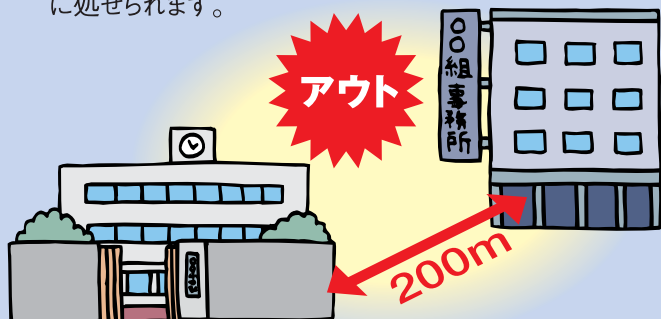


3 青少年の健全な育成を図るための措置

- 府は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、また暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導や啓発が行われるよう情報の提供等必要な支援を行います。



- 学校、保育所等の児童福祉施設、公民館、図書館、博物館、家庭裁判所、少年院、保護観察所等の敷地から周囲200メートル以内での暴力団事務所の新規開設・運営を禁止します。
違反すれば、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられます。



4 不動産の譲渡等に関する措置等

- 不動産の譲渡又は貸付け等をしようとする者の責務
 - ① 契約の相手方に対し、暴力団事務所に利用されると知って不動産の譲渡又は貸付け（以下「譲渡等」という。）をしてはいけません。
 - ② 事前に暴力団事務所に使用されないことを確認するよう努めてください。
 - ③ 契約書に「暴力団事務所に使用しないこと、暴力団事務所に使用されていることが判れば、事前通知なしで契約解除、又は買い戻しができる」旨の内容を記載するように努めてください。
 - ④ 暴力団事務所と判れば、速やかに契約解除等をするよう努めてください。

- 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置
 - ① 不動産の譲渡等をしようとする者に対し、上記①～④の助言等をしてください。
 - ② 暴力団事務所に使用されることを知っていれば、代理又は媒介をしてはいけません。
 - ③ 代理又は媒介する者が違反をすれば、「説明又は資料の提出・勧告・公表」の措置を段階的にとります。

